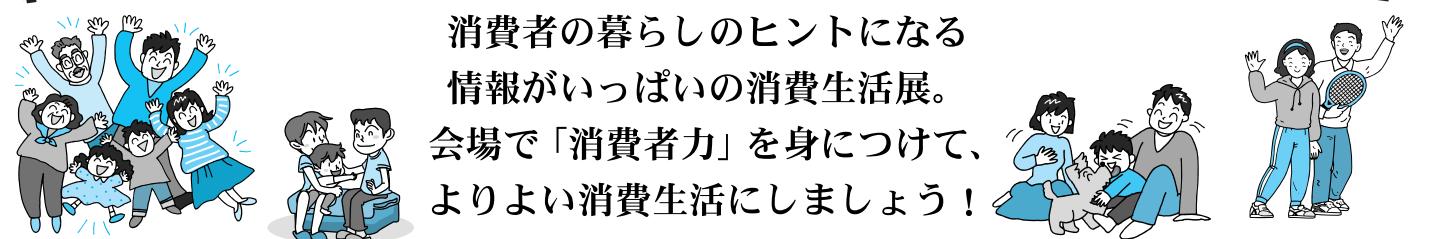


第38回 成田市消費生活展

「育てよう！消費者力～私たちのくらしのために～」



消費者の暮らしのヒントになる
情報がいっぱいの消費生活展。
会場で「消費者力」を身につけて、
よりよい消費生活にしましょう！

日 時 平成23年2月26日(土)・27日(日)
午前10時～午後4時

会 場 ボンベルタ百貨店 本館4階催事場
(成田市赤坂2-1-10)

※会場へは、路線バスなど公共交通機関をご利用ください。

内 容

- 各出展団体によるパネル展示・PRコーナー
- イベントコーナー
花苗・風船のプレゼント、太巻き寿司の実演 など

「成田市消費生活モニター」になりませんか

成田市では、平成23年度「成田市消費生活モニター」を募集します。消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心としたモニター会議（月1回程度予定）や研修会、各種イベントに出席し、かしこい消費者を目指します。また、そこで得た知識や情報を消費者（市民）に向けて広く啓発していきます。

- ◆募集人員 20名以内（選考あり）
- ◆申込期限 2月28日（月）
- ◆申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。（申込書および募集要項を希望される方は、商工課（電話：20-1622）までご連絡ください。）

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日（土・日、祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後4時30分

●成田市消費生活センター（市役所2階）☎23-1161●

消費生活

No. 95

平成23年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特集

- 携帯電話のトラブルに備えよう!!
- 第38回成田市消費生活展を開催します
- 「成田市消費生活モニター」になりませんか？



将来の生活のためにライフプランを見直しました



平成22年度 第2回
「消費者講座」を
開催しました

6月と12月に開催している「消費者講座」。
12月17日（金）に、千葉県金融広報アドバイザーの
添田 ミツ江氏を講師に迎えて、「知って役立つライ
フプランのはなし～生活設計を見直してみませ
んか～」をテーマに、これから的生活設計に役立つ情
報をお話しいただきました。受講者からは「将来年
金をきちんともらうために今何をしておけばよいか、
よく分かりました。」といった声も寄せられました。

携帯電話のトラブルに備えよう!!

携帯電話は通話やメールだけでなく、ますます多機能化して便利になり、今や生活に欠かせないものになっています。一方で、使い方によっては思わぬトラブルにつながってしまうこともあります。携帯電話のさまざまなトラブルを知って、対策について考えてみましょう。

事例1 高額なパケット通信料

中学生の息子が携帯電話を使い始めたが、翌月5万円の請求金額になってしまった。本人はメール、ゲーム、音楽のダウンロードなどをしたが、こんなに高額になるとは思っていなかったようだ。

携帯電話は通話料のほかに、インターネットへの接続、メールの送受信、楽曲のダウンロードなどをする「パケット通信料」がかかります。パケット通信料は、通話時間ではなく送受信した情報のデータ量によって金額が決まります。高額になるのを防ぐためには、パケット料金定額制プランに加入しておくと安心です。

ただし、パソコンに携帯電話を接続してインターネットを利用した場合や、海外での利用はパケット定額制プランの対象外となっている場合が多いので、注意が必要です。

事例2 オンラインゲームで高額請求

小学生の娘に自分の携帯電話で、テレビで無料とCMをしているサイトでゲームをさせていたら、後日4万円の請求書が届いた。

「無料」とうたっているオンラインゲームでも、ゲームの中で使う道具などを購入するときには、有料になっている場合が多くあります。また、ゲームサイトの利用には、別途パケット通信料がかかります。

子供に利用させるときは、事前に保護者が利用規約を確認しておきましょう。

事例3 架空請求メール

突然、携帯電話に「以前登録した有料サイトの無料期間中に退会処理がされておらず、登録料が発生している。このまま放置すると、身辺調査をした後、登録料を回収しに行く。」とメールが届いた。まったく身に覚えがない。

①あわてて業者に連絡しない、②覚えのない料金は絶対に支払わない、③個人情報を教えないことが大切です。一度でも支払うと、さらに請求してきます。契約した覚えがないものは無視しましょう。



事例4 出会い系サイトのトラブル

携帯電話の無料占いサイトに登録したら、有料の出会い系サイトからのメールがたくさん届くようになった。その中の一人から「会いたい」「お金をあげる」「メール交換費用は負担するから」とメールが届き、クレジットカードでポイントを購入してメール交換を頻繁に続けたところ、翌月カード会社から高額な請求を受けた。

有料の出会い系サイトの利用料は、掲示板を見る、メールを送る・読む、画像を見るなど一つ一つの操作に料金が発生します。また、利用料金を「ポイント」として事前に購入させるサイトが多いようです。そのため、事例のようにポイントを購入してメール交換したら料金が高額になり、そのうえ「メール相手に会えなかっただ」「お金をもらえなかっただ」という相談が増えています。

さらに、サイトによっては、「サクラ」の存在が疑われますが、その証明はたいへん難しく、いったん払ったお金は簡単に取り戻せないのが実情です。怪しいサイトには近づかないようにしましょう。



○迷惑メールの対処法は?

受け取る側の同意なしで一方的に送られてくる迷惑メールは、単に迷惑なだけでなく、出会い系サイトに誘導するものやお金をだまし取ろうとするものなどがあるので、注意が必要です。

迷惑メールを受け取らないために

- ・懸賞、占いなどのサイトにアドレスを登録する際、怪しいと感じたら登録しない。
- ・携帯電話会社が提供している「迷惑メール対策サービス」を利用しましょう。

受信した場合は

- ・迷惑メールは開かない。
- ・メール本文に記載されたURLをクリックしない。
- ・個人情報を安易に入力しない。
- ・たくさんの迷惑メールを受信するようになったら、アドレスを変更する。



迷惑メールの情報提供・相談は

(財)日本データ通信協会「迷惑メール相談センター」へ。

電話番号 03(5974)0068 (受付時間 平日午前10時~午後5時)

○携帯電話をなくしてしまったら

- ・悪用されないために、すぐに携帯電話会社に利用停止の手続きをとる。
- ・警察にも紛失届を出しておく。



子どもをトラブルから守るために

トラブルが起きたらすぐに親や消費生活センターなどに相談するよう伝えておきましょう。また、有害情報から守るために、フィルタリング(アクセス制限)サービスを利用しましょう。日頃から子どもの利用状況を把握して、親子で携帯電話についてよく話し合い、ルールを決めておきましょう。